

第 3 回

熊本県議会

農林水産常任委員会会議記録

平成22年 5 月13日

閉 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

第 3 回 熊本県議会 農林水産常任委員会会議記録

平成22年5月13日(木曜日)

午後1時1分開議

午後2時29分閉会

本日の会議に付した事件

宮崎県で発生した口蹄疫の状況と本県の対応について

出席委員(7人)

委員長 佐藤 雅 司
 委員 児玉 文 雄
 委員 村上 寅 美
 委員 渡辺 利 男
 委員 前川 收
 委員 中村 博 生
 委員 吉田 忠 道

欠席委員(1人)

副委員長 淵 上 陽 一

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

農林水産部

部長 廣 田 大 作
 総括審議員兼
 農業振興局長 福 島 淳
 次長 梅 本 茂
 次長 麻 生 秀 則
 次長 大 薄 孝 一
 次長 下 林 恭
 次長 神 戸 和 生

首席農林水産審議員兼

農林水産政策課長 白 濱 良 一
 農林水産政策監 国 枝 玄
 団体支援総室長 牧 野 俊 彦
 団体支援総室副総室長 田 中 龍 一
 農林水産政策監兼

団体検査室長 與 田 博
 農業技術課長 佐 藤 巖
 農産課長 本 田 健 志
 園芸課長 城 啓 人
 畜産課長 高 野 敏 則
 農村計画・技術管理課長 宮 崎 雅 夫

農林水産技術管理監兼

技術管理室長 大 里 正 明
 農村整備課長 田 上 哲 哉
 森林整備課長 河 合 正 宏
 林業振興課長 藤 崎 岩 男
 森林保全課長 久 保 尋 歳
 水産振興課長 鎌 賀 泰 文
 漁港漁場整備課長 尾 山 佳 人
 首席農林水産審議員兼
 農地・農業振興課長 村 山 栄 一
 担い手・企業参入
 支援課長 浜 田 義 之
 農産物流通企画課長 板 東 良 明
 農業研究センター次長 大田黒 慎 一

事務局職員出席者

議事課課長補佐 平 田 裕 彦
 政務調査課課長補佐 川 上 智 彦

午後1時1分開議

○佐藤雅司委員長 それでは、ただいまから、第3回農林水産常任委員会を開会いたします。

本日の議題は、宮崎県で発生いたしました口蹄疫の状況と本県の対応についてであります。

今般、宮崎県で発生いたしました家畜伝染病口蹄疫により多数の被害が生じています。

つきましては、本委員会において執行部から状況説明を受け、審議する必要があると考

え、委員会を開催することにいたしました。

それでは、執行部からの説明を受けたいと思いますが、質疑は、説明の後に一括して受けたいと思います。

また、説明等が行われる際、執行部の皆さん方は着席のままで行ってください。

それでは、廣田農林水産部長から総括説明を行い、続いて関係課長から順次説明をお願いいたします。

○廣田農林水産部長 4月20日、宮崎県で発生した口蹄疫はおさまりを見せず、その後も発生が続いておりまして、5月12日現在、お手元に1枚の紙で追加しておりますが、76例もの発生があり、殺処分の対象は、牛、豚合わせて7万8,800頭を超えている状況になっております。

このままの状態が続きますと、本県への拡大も懸念され、畜産農家を初めとした市町村、農業団体、関係者の方々も大変御心配をされておられることと存じております。

これまでの宮崎県で発生した口蹄疫の状況と本県の対応の概要について御説明を申し上げます。

4月20日の宮崎県での発生に伴い、本県では同日付農林水産部長を本部長とする熊本県家畜伝染病対策会議を設置し、全関係畜産農家への消毒液の配布や聞き取り調査を実施したところでございます。

4月28日には、えびの市での発生に伴い、人吉・球磨地域の一部に制限区域を設定するとともに、消毒ポイントを5カ所設置したほか、制限区域内の全飼養農家256戸を対象に再度確認調査を行いました。

また、5月5日のえびの市での2例目の発生を受けて、県内の牛、豚などの全畜産農家約4,300戸への立ち入りの際に消毒の徹底を求める張り紙を配布するとともに、人吉・球磨地域の畜産農家に防疫対策を徹底するようチラシを配布いたしました。

5月8日には、防疫体制強化のため、新たに消毒ポイントを4カ所増設するとともに、5月10日には、対応レベルが最高段階となる知事を本部長とする防疫対策本部を設置いたしました。

また、各地域振興局においても、地域家畜伝染病対策会議を設置し、市町村やJAなど関係機関と連携して、迅速かつ実効性のある防疫対策を講じることとしております。

さらに、本日、消毒期間の延長等への対応と、県内6カ所の家畜市場の休止に伴い畜産農家への影響が出ていることから、当面の畜産農家の運転資金等の融通を図るための無利子資金の創設を盛り込んだ総額1億9,000万円余の予算を、知事専決処分により措置いたしました。

今後とも、県内への感染を阻止すべく万全の体制で取り組むとともに、畜産農家への支援を進めてまいります。

以上が、口蹄疫の発生と本県の対応についての概要でございますが、詳細につきましては、担当課長、総室長から御説明を申し上げますので、よろしく願いいたします。

○佐藤雅司委員長 それでは、内容説明を高野畜産課長。

○高野畜産課長 畜産課でございます。

委員会資料の1ページをちょっとお開きいただきまして、目次のところからでございますけれども、①の宮崎県における口蹄疫の発生状況から④の今後の対応まで、それと参考資料、これにつきまして順次御説明を申し上げたいと思います。

それでは、1ページのところをおあけいただきたいと思います。

これは、宮崎県における口蹄疫の発生状況、これを地図に落とした数字でございます。

それで、この数字は、5月12日判明した分

までを一応ここに掲げております。それで、昨日発生した分につきましては、本日国の方から連絡がっておりますので、その数字については、後からまた御説明をさせていただきたいと思っております。

それで、ここの地図を見ていただきますと、全体の中では都農町、これが第1例目が発生したところなんですけれども、これが現在までのところ3例、それとえびの市、これが現在までのところ3例ということで、その残りの65例につきましては、この川南町、こちらの方で発生をしているわけでございます。全体の約92%は、この川南のところで起こっているようなところでございます。

それで、この黒い線の部分が、ここの下の方に書いておりますけれども、移動制限区域、発生地から10キロまでの地域でございます。それから、下の点線の部分、これが10キロから20キロまでの搬出制限の部分でございます。

それで、えびの市の部分は全く移動制限は動かしておりませんが、都農、川南、こちらの部分につきましては、発生とともに若干こういう50～60になっておりますけれども、移動制限、搬出制限、こういったのが動いているということがわかりだと思っております。

それから、次の2ページ目のところ、こちらが宮崎県での発生状況を時系列に見たものでございまして、1例目が、4月20日に、発生地が都農町、肉用牛の繁殖、こちらが発生いたしました。当初は、4月から5月3日ぐらいまでは大体1日に1～2例発生するのが通常でございましたけれども、下の方をずっと見てもらいますと、5月5日以降、こちらにおいては急速に発生例が増加しております。特に5月6日あたりは1日で12例まで一度に増加しているような状況でございます。

また、この中で丸印をつけているかと思っておりますけれども、9例目のえびの市で発生した

肉用牛の肥育牛、また、22例目の5月5日のえびの市で発生しました養豚、それと68例目、5月11日に発生しましたえびの市での肉用牛の肥育農家ですけれども、こちらの部分が熊本県に移動制限、搬出制限、こういった制限の部分で影響を及ぼしているような状況でございます。

そういった部分で、これは1日前の数字なんですけれども、ここに書いておりますけれども、全体で牛の頭数が5,852頭、水牛が42頭、豚が7万1,274頭、合計約7万7,000頭の飼養が、これが将来的に殺処分されるというような数字になるかと思っております。

それで、委員の方に配布されている横の紙が1枚あるかと思っておりますけれども、それもちょっと御説明させていただきますけれども、この表は昨日作りまして、5月11日までの数字でございます。それで、5月12日、これにつきましては、きょう朝宮崎の方から発表がございましたので、それを追加した数字でございまして、昨日5例の新たな確認がされているわけでございます。きょう現在で、ここに書いておりますように、牛が6,200頭、それと水牛42頭、豚が7万2,500頭、合計で7万8,800頭の数字になっているわけでございます。

続きまして、次の3ページをお願いしたいと思います。

これに伴いまして、本県での対応状況を簡略にここに書かせてもらっております。

それで、先ほど説明しましたように、4月20日に、宮崎県の都農町の方で疑似患畜の1例目が発生したわけでございますけれども、それを受けまして、熊本県の方では、農林水産部長を本部長とする熊本県家畜伝染病対策会議、こちらを開催しているわけでございます。

それで、この開催の部分につきましては、レベル1、レベル2、レベル3といたしまして、レベル3の場合が、熊本県で発生した場

合は、一応知事を本部長とする対策会議を開くような格好にしておりますけれども、今回の場合は宮崎での確認ということで、部長を本部長とする対策会議を開催したわけでございます。

それから、4月21日、これから県内での一宮崎県で発生したということで、県内での飼養農家、これはここに書いておりますが、偶蹄類の家畜ということで書いておりますけれども、この口蹄疫に感染する種類といたしましては大体牛、それと豚、こういったものが中心でございます、そちらの農家の一斉調査に4月21日から入っております。

それで、この口蹄疫というのは非常に感染能力が高いので、なかなか農家を回って調査するということは不可能でございますので、電話による聞き取りを原則といたしまして、電話で異常があった場合には、必要に応じて立入検査をしているようなわけでございます。

それから、その日に知事の方から牛肉の安全性、概要あたりを説明してもらっているわけでございます。

それから、続きまして4月27日、先ほど21日から全農家を調査したということですが、一応調査結果といたしまして4,262戸の農家を聞き取りいたしまして、この時点では、すべての農家に異常がないというみたいな結果になっております。

それから、4月28日に、今度9例目、これはえびのの方に、先ほど説明しましたけれども、疑似患畜が発生いたしまして、この人吉・球磨地方の一部が移動制限、搬出制限にかかってまいりましたので、消毒ポイントの5カ所をそのときに設置しているわけでございます。

それから、球磨地域には地域対策会議を設置していただきまして、それと、各連合会に、とにかく農家の消毒、これを徹底するための要請を行っております。

それから、4月30日、この制限区域に入った農家、これが256戸あったわけでございますけれども、この部分の全戸の調査をやりまして、異常がないというみたいな結果になっております。

それから、5月5日には、22例目の疑似患畜がえびのの養豚農家で発生いたしましたので、この時点では、移動制限はそのままの状況で、とにかく中の農家の衛生対策をきちんとやろうということで、関係農家の1,100戸に対してチラシ等の配布、それとか、県内の全農家に対して張り紙、これは後からまた説明いたしますけれども、こういったものを配布している状況でございます。

それから、5月7日でございますけれども、川南の方にはかなり発生が続いておる、そういった部分で消毒ポイントも5カ所だけでは非常に少ないということで、今回新たにまた4カ所を設置いたしまして、宮崎からの侵入の強化を図ったわけでございます。

それから、5月10日でございますけれども、原則的には、他県、隣県で発生した場合は、部長を本部長とするということで対策会議を開いておるわけでございますけれども、知事の方から、異常な宮崎での発生、こういった部分であれば、知事を本部長とした防疫対策本部、これを設置したいということで、5月10日に対策本部を設置しているわけでございます。

それと同時に、各地域の対策会議を、5月10日から5月12日にかけて全振興局の方で設置をして、農家の消毒、こういった部分の徹底を図っているような状況でございます。

それから、4ページのところが消毒ポイントの設置状況でございます、この中に①から⑨まであるかと思っておりますけれども、この中で①から⑤の部分につきましては、4月28日の移動制限、搬出制限、こちらがしかれた部分で、その搬出場所にこの消毒ポイントを

設置しているわけでございます。

特に、①の部分、えびのから加久藤トンネルを出まして人吉に来る国道221号線でございますけれども、ここの部分につきましては、一番車の通りも多いということで、24時間態勢で消毒をしているようなわけでございます。

それから、その下に自主ポイントと書いてありますけれども、⑥から⑨の部分でございますが、この部分につきましては、宮崎の川南での発生が非常に急速に増加しているということで、縦の線の宮崎からの国道、こちらの消毒ポイントの強化ということで、ここに書いております6番の湯前の219号線、それと山都町の218号線、それと高森町の国道325号線、それと人吉、これは人吉市が自主的につくっている消毒ポイントでございますけれども、こういった部分で現在9カ所の消毒ポイントが稼働しているような状況でございます。

次の5ページの部分でございますが、これは消毒ポイントの状況を一応写真に写した部分でございますが、特にこの消毒ポイントにつきましては、畜産関係の農家に立ち入るような車、こういったものが、これは検問じゃありませんので、自主的にこの消毒ポイントに寄って、そして消毒をした後、畜産関係の農家、そういったものに立ち入るということで、ここに書いておりますように、えさのタンク車とか、牛乳あたりの配送のローリー、それとか薬品会社とか、大体そういったものを中心に消毒をやっているようなところでございます。

それで、一番左の上から2番目でございますけれども、これは、聞き取り調査をいたしまして、消毒したという証明書をトラックの運転手の方に渡しているところでございます。

それから、右の6ページでございますけれども、新たに5月7日からつくりました湯

前、山都町、高森、こういった部分の一応消毒状況をここに掲げております。

それから、6ページが一番下の16番でございますけれども、これは、まずは消毒ポイントも非常に重要なんですけれども、農家それぞれがきちんと消毒をしてもらう、そういった部分で家畜伝染病に対する防疫実施中ということで、これは看板を各農家にやりまして、こういった格好で一般の立ち入りを遠慮してもらうというような格好で、今畜産農家の衛生対策を進めているところでございます。

それから、7ページでございます。

これは、今後の対応ということで書いておりますけれども、まず、防疫対策につきましては、今までも繰り返し全県下の畜産農家、こちらの消毒の徹底を図っておるわけでございますけれども、先ほど話しましたように、各振興局に地域対策会議、こういったものができておりますので、改めて今度は各振興局を中心として畜産農家の衛生対策、こちらを今実施中でございます。

それから、2番目の市町村や農業団体が、今のところは全体の消毒ポイントの9カ所のうち1カ所だけ自主的に人吉市がされておるわけでございますけれども、そういった部分が今後増加する可能性があります。そういったところには、消毒薬や消毒ポイントの資材、こういったものを県の方から提供するような格好で今考えておるわけでございます。

それから、既存の消毒ポイント、こちらの作業員とか機械あたりの増といたしまして、消毒の効率化、こういったものを図っていると同時に、特に加久藤の①の部分でございますけれども、このループ橋は24時間態勢でいっているわけですが、これをさらに強化いたしまして、できるだけ一般車両の部分につきましても消毒する体制を今構築しているところでございます。

それから、先ほど言いましたように、えび

の市の3例目の発生を受けまして、現在制限区域内の256戸の農家を調査しているわけですが、一応きょうまでには完全に調査が終わるような予定で進めておりません。

それから、次の農家経営支援対策の部分ですが、詳細については次の8ページの中で御説明いたしますけれども、この中で、口蹄疫発生に伴い減収する畜産農家の経営を支援するための資金、融資枠は約80億の創設並びに口蹄疫の影響により売り上げが減少し資金繰りが悪化している中小企業者に対する融資適用の拡大、こういったところを今お示しするような格好になっております。

それから、風評被害対策、これも一番重要な部分でございますが、県の方では、ホームページ、これは4月20日から立ち上げておりますし、ここでいろんな情報を畜産農家、県民の方に提供するような格好で、日々の情報の新しいものを中に入れるような格好にしております。

また、テレビ・ラジオを通じまして、口蹄疫に関する情報提供と道路での消毒状況もできるだけ自主的に消毒をお願いしたいみたいなことを、この中で放送しているような状況でございます。

また、商工会や商工会議所への口蹄疫に関する情報提供、こういったものも商工団体の相談窓口を設置してもらっているような状況でございます。

また、各振興局、市町村役場、道の駅等での口蹄疫に関する情報提供、こういったことも今しているところでございます。

そういった部分で、今いろんな衛生対策、それと消費が低迷しないような格好の対策をしているような状況でございます。

それで、8ページの部分でございますけれども、これは、今回補正予算の知事専決でお願いしている予算でございますが、まず、口蹄疫緊急防疫対策事業、これは畜産課の事業

でございますが、内容といたしましては、口蹄疫の侵入を防止するための消毒ポイントの設置、それとか運営、こういったものに必要な機具・機材、こういったものの予算の専決をお願いしております。

それから、2番目といたしましては、県内の牛豚の飼養農家、こちらの方にも消毒薬を全農家に配布しております。そちらの部分の助成等を行っているわけでございます。

そういった部分で、今回専決、予算額で1億1,627万円をお願いしているわけでございます。

それから、参考といたしまして、4月の専決処分予算で3,985万2,000円、こちらの分を知事専決で、お願いしているような状況でございます。

以上でございます。

○牧野団体支援総室長 団体支援総室でございます。

続きまして、口蹄疫の発生に伴いまして、畜産農家に経営上のいろんな影響が出ておりますので、その面の支援策につきまして今回補正予算でお願いしましたので、それにつきまして御説明いたします。

まず、8ページの資料の中段以降でございますが、今回の畜産農家への経営面の支援といたしましては、2段階の無利子資金の創設、それからそれを補完する農業信用保証の面の手当てということで考えております。

まず、中段的な熊本県家畜疾病経営維持資金、新規としてございます。

これは説明欄にございますが、移動・搬出制限区域内で経営が困難になったといった畜産農家に対しまして、国の家畜疾病経営維持資金、これを無利子とするということで、そのための上乗せの利子補給をするものでございます。

主な項目を白丸で書いてございますが、融資枠20億円と設定してございます。資金使途

は、詳細にはいろいろございますが、基本的には、搬出制限等によりましてえさ代が予定よりも超過する、そういったものが想定されるところでございます。限度額につきましては、これは例えば肥育牛1頭当たり10万円とか、そういうふうなことで算定するような形になってございます。利率は、無利子ということでございますが、括弧内にございますように、国の制度がもともと1.475というのがございますが、これを無利子にするということで、白丸の下から2つ目に利子補給負担割合ということで、県、市町村、それからJA等の金融機関の連携によりまして、最終的に貸し付け金利を無利子にするということでございます。

なお、右側の方の予算額が括弧空欄となっておりますが、国の畜産関係の資金が、借り受けた次年度に最初の利払いが出るという関係で、これは制度的なものでございまして、今年度は制度創設だけになります。ですから、貸し付け自体は今年度からスタートいたします。

次に、最下段でございまして、同じく新規で、熊本県家畜疾病緊急対策資金でございまして。

これにつきましては、説明欄にございまして、同じく家畜市場の開催延期等によりまして影響を受ける畜産農家につきまして、全県域を対象といたしまして単県の無利子資金を創設するものでございます。

要するに、移動・搬出制限区域外でありましても、今市場の開催延期等によりまして同じような状況にあるというようなことで支援策を設けるということでございます。

内容を少し御説明いたしますと、白丸に書いてございますが、融資枠60億円ということで、資金使途と限度額をセットで見いただきますと2つございます。

①の方が、いわゆる生活資金、その他運転資金ということで、これは限度額の方、①は

1 経営体当たり500万ということで、生活資金等につきまして500万という限度内で利用していただくと。

それから、②は同じくえさ代とかそういったものにつきまして、限度額のところに家畜の種類ごとに云々と書いてございますが、これは先ほど申し上げました国の制度と同様の支援策ということでございます。

特に、①の方の生活支援につきましては、既に家畜市場の開催延期がされておりますので、その後にもう既に運転資金等手当てされている方につきましては、必要に応じてその借りかえも可能といった運用をすることにしております。

次の9ページをごらんください。

上段でございまして、同じく新規ということで、事業名は家畜疾病緊急対策の農業信用保証円滑化事業というふうに書いておりますが、要するに農業資金につきましては、県の農業信用基金協会の方で保証を受けることができるようになっておりますけれども、この保証を受けやすいように支払い準備金に県の方で出捐するというので、ほかに幾つか資金がございまして、無担保・無保証で受けられる資金にさせていただくというふうなことでございます。

以上、金融面といたしましては、全県域を対象とした単県の無利子資金、それに加えて、制限区域内についての国制度の無利子資金、さらに、それに信用保証を加えるということで、畜産農家の当面の経営支援をしようというものでございます。

なお、その下に拡充とございまして、金融円滑化特別資金とございます。

これは、括弧内に商工振興金融課となっております。私の方で御説明いたしますが、これは商工業者対象といたしまして、売上げの減少等で資金繰りを改善しようというふうな場合に適用になる資金でございます。

その白丸の一番上にありますように、今年

度は、総枠351億円を設定してございますが、取り扱い要項上で、今回の口蹄疫発生による経営の支障が生じている商工業者というのを追加ということで、この資金の融通を図ることにより資金繰りを支援するというものでございます。例えば、畜産業者と取引があります食料品製造業、それから運送業、飲食業、このような方が対象になるということを考えております。

支援策に関しては以上でございます。

○高野畜産課長 済みません。参考資料の10ページ以降の分を、ちょっと説明を忘れしたので、若干時間をいただきたいと思いません。

それで、10ページからの参考資料、これは、宮崎県での発生状況と本県の状況を対比しながら詳細をここに書いておるわけでございます。

それから、14ページ、「口蹄疫とは」ということで、これは一般の農家の方を大体中心にしているのですけれども、ホームページに一応載せまして、こういった病気ですよというみたいなことを紹介しております。

続きまして、15ページ、これは畜産農家並びに県民の皆様へということで、これもホームページに掲載しておりますけれども、畜産農家の皆さんの衛生対策並びに一般の県民の方には、今回口蹄疫というのは感染した肉が出回ることはありません。また、食べても問題はありませんということをしてPRしているわけでございます。

それから、16ページ、参考資料4ですけれども、これは農家の方に再度このビラを配布したわけでございます。

それから、18ページの参考資料のところにつけておりますけれども、これは先ほど説明しましたように、4,300の全畜産農家に——先ほど家の前に看板を立てていただきましたけれども、3班で今全農家に鋭意配布を進め

ておるところでございます。

それから、19ページ、これにつきましては、球磨地域の1,000戸の農家に、再度新たにえびの市での発生がありましたときに配布した、もう一度衛生をきちんと防疫対策をやってくださいというみたいな部分でございます。

それから、20ページの参考資料7ということをつけておりますけれども、これは口蹄疫の発生に伴うということで、九州知事会の方から国への要望、これは熊本県が一応提案をいたしまして要望したところでございますので、その要望の内容をここに付けさせてもらっております。

以上でございます。

○佐藤雅司委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、議題についての質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○吉田忠道委員 これまでの県の対応等をお聞きしまして、若干まだ気になる点がありますので、少しお聞きしたいんですけれども、5月10日に、いわゆるレベル3に上げて本県の対策本部を設置されたということで、知事を本部長とする対策本部は私は非常に適切だったと思うんですけれども、これまでに至るまでの管理ですね。

例えば、4月21日から、いろいろな調査、県内の調査等をして、緊急調査が終わったのが27日というようなこと、それから、各飼養農家に対して、消毒薬を全戸配布したということで処置されておりますけれども、消毒薬等が各全戸にもう確実に配布が終わっているのかどうかの確認、それが1件ですね。

その1件を聞きたいというのが1件と、それから本県に一番近いえびの市で発生したことに伴い、移動制限区域あるいは搬出区域が設定されておりますけれども、ここの搬出区域はわかりますけれども、搬入に対しては特

に制限がないわけですね。

そうしますと、こちらの方に搬入しているというような情報もちこちで聞きますし、大変農家の方の心配があります。それに対して、県としてはレベル3というふうな事態と認識しているにもかかわらず、この付近の対応はどうなっているのかというのが2件目でございます。

もう1件、これは最後ですけれども、いわゆる生産農家の方々にとっては、新聞報道やテレビでもわかるように非常に不安感を抱いておられます。それと、県や市町村等の対応に対して、いら立ちも見えています。これだけ処置をしているにもかかわらず、不安やいら立ちがあるということは、生産農家の方々に周知されていないというふうに見られているのがあるわけですね。やっぱり安心感を与えていただきたい。その付近の確認は、どのようにされているのか。

以上、3点についてお聞きします。

○高野畜産課長 吉田委員からの御質問でございますけれども、薬剤の農家への配布、これにつきましては、ここに書いておりますように、まず農業団体の方から薬剤配布が始まったんですよ。それで、とにかく今のところ、うちとしては4,300戸の農家にすべてやるような格好で行っております。

それで、これもすべての農家の確認はしておりませんが、ある地域あたりの確認で、今どれくらい薬剤が行っているのかというみたいな部分で、97～98%ぐらいは行っているのじゃないかというみたいな話を聞いておりますので、農家の方には今のところかなり行っているのじゃないかと思っております。

それから、搬出制限で先ほど言われた部分につきましては、多分このえびのの搬出制限の中に入って、例えば豚あたりの輸送が行われているんじゃないかというみたいな話だと

思いますけれども、現実的に、熊本県の養豚農家の方が、宮崎の方の例えば小林とか日向とか、実際この移動制限の中に入ってない地域へ搬出されているケースが、これは実際ございます。

そういった部分で、我々もできるだけ——実際は、法的には搬出制限以外の部分ですから全く問題はないわけですが、できるだけ宮崎の方とのかかわりを少しでも軽減するということが、実際小林あたりに行っているんですけれども、その農家にも、この搬出制限がとれるまではよかったですら県内の食肉センター、こういった部分に出荷していただけないだろうかというみたいな話は今しているような状況でございます。そういった部分で、まだ完全に同意まではいってないというのをちょっとお聞きしているんですけれども。

それと、3点目の不安感、いら立ち、このあたりの部分でございますけれども、とにかくうちとしても、できるだけそういった部分の農家のいら立ちがないような格好で、いろんな部分で対応したいと思っております。

例えば、今一番聞かれるのが、市場が閉鎖しているから子牛が出荷できない、そういった部分で何とかしてほしいというみたいな話はよく聞くわけでございます。そういった部分で、できるだけ——先ほど無利子の資金あたりも一応今話しておりますので、そういった部分を今から徐々に農家の末端まで落とすことによって、少しでもこの不安あたりは和らげていきたいと思っております。

以上でございます。

○吉田忠道委員 大体わかりました。例えば、小林付近になると搬出制限区域に入っておるわけですね。こちらの方に持っていっておられるということを知っておりますので、そうすると、生産農家の方も一生懸命努力されている方もおれば、少し感覚的に甘いところ

るもありますので、生産農家の方々のお互いのコントロールといいますか、そういうのがなかなか難しいようなところがありますので、ある面では県がリーダーシップを発揮して、先ほど言われたように調整していただいて、なるべく南の方の——法には触れないかもしれないけれども、やっぱり周りの方が不安感を抱きますので、そういう面での指導をひとつよろしくお願ひしたいと思っておりますし、経営のことになりますと、今こちらの融資の話を書きましたけれども、これらが生産農家にしっかり伝われば、ある程度これは安心いただけるものというふうに見とってよろしいでしょうか。

○牧野団体支援総室長 今回の支援策に当たりましては、JAの中央会等と相談しながらやっております。それで、今後、市町村あるいは県議会の周知、それから各農家への周知を図りまして、少なくともこういうふうに関営面の支援については、十分と言いましょか、相当程度手厚くやっているというようなことで、安心していただけるように周知を急いでやりたいと思ひます。

○佐藤雅司委員長 その件に関して、いわゆる全戸配布の確認、これはぜひやってほしいなということ、こちらの方からお願ひをしておきたいと思ひます。

それから、搬入についてのいろんな制限等もありますけれども、そこら辺は宮崎県とよく連絡をとって、やっぱりお互いに行き来ができるだけないような形で、ひとつ調整をしていただきたいというふうにお願ひしております。

それから、3番目の基本的な事柄ですけれども、不安、焦燥感、そうした精神的な面についての農家のお気持ちというのは相当なものだろうというふうにお願ひしておりますので、その辺、廣田部長、何かございませんでしょ

うか。

○廣田農林水産部長 一応そこら辺は、できるだけ県が、本当に全面的にバックアップして応援していくんだというのが、今度の専決処分の話にしても——それと、もう一つ、知事が自分でも畜産の経験もあられるものですから、やっぱり口蹄疫ということで非常に緊張感を持たれて、人吉の方にももう2回ほど直接行って見て、いろんな今度の本部会議の開催あたりも知事がまずやって、県が全力を挙げてやっていかなかなか対応できないんだというようなことでやられた。そういったことを、ぜひ県民の方あるいは農家の方にも伝えて、しっかり県がバックアップしていくということを伝えていくように頑張りたいというふうにお願ひしております。

○佐藤雅司委員長 ほかにありませんでしょうか。

○児玉文雄委員 吉田さんの質問にちょっと関連しますが、過去の災害等で、無利子融資とか、いろいろな対策が打たれてきたのですが、実際農協等に融資を申し込むと、枠がいっぱいで貸すことができないというような事例も今まで幾つかあっております。

また、農家の人というのは、銀行取引は割と少ないというふうにお願ひされるのですが、そこらあたりは、そういう生活援助資金であったり飼料の貸し付け資金であったり、いろいろここに対策が上がっておりますが、そういう金がスムーズに本当に出していただけるだろうか。そこらあたりは牧野さんですかね、金融機関とか農協の融資部あたりとの話し合いはあっているんですか。

○佐藤雅司委員長 相談窓口の件について、牧野室長。

○牧野団体支援総室長 今回の支援策を検討するに当たりましては、主に金融機関はJAが想定されますので、主にJAの方と御相談しながら検討したわけでございますけれども、既にJAの本来の業務の中でもいろいろ取り組んでおられます。

このような公的な制度ができますと、さらにそれを運用しやすいというふうなことで、ぜひこのような形で進めてほしいというようなこととお話を聞いておりますので、これをスタートすることによりまして、資金の融通につきましては協力をいただけるというふうに考えております。

あわせて、先ほど申しましたように、既存の債務があることにつきましても、保証を受けやすいように、そういうふうなところも手当てをあわせてやるというようなことで、今回の、特に入るとする収入がストップ、それから出す予定の出荷がストップ、そういったものにつきまして無利子で手当てをするというふうに考えているところでございます。

○児玉文雄委員 そこらあたりをちょっと私は心配をするんですね。結局は、経営の中で、今までやっぱり融資を受けたり何かずっとやってきておるわけですね。今市況も余りよくないというようなことで、えさ代が滞ったり、そういう枠をオーバーして現在貸し込んでると。だから、県が保証する、国が保証すると言えば喜んで貸されるだろうけれども、利子補給だけでは、私はいろいろの過去の事例から問題が出やせぬかと思えます。

特に、村上先生あたりは、今までミカンの対策あたりでそういう問題に行き当たっておられると思いますので、そういうものもちょっとお話しいただくと。

○村上寅美委員 関連質問します。

今の話は、ABCと個々の個人差があって、要するに枠いっぱい借入れを起こして

いると、それでも借りられますかという話だと思うんですよ。これは水産も一緒、セーフティネットだって、ほら、枠があるでしょう。

だから、例えば宮崎みたいに実質口蹄疫が出ているわけじゃないけれども、7万8,000頭も宮崎で現在焼却処分という形でしょう。熊本はそれはないわけね。既存の動体担保だ。担保は要るの、これ。どうするの。

○佐藤雅司委員長 既存の債務という表現がありましたので、まさにそのことを含めて教えてください。

○村上寅美委員 それと、もう一つ、最後がない、最後が。何年、5年なのか10年なのか。無利子までは書いてあるけれども、何年返却ですか。補助じゃないでしょう。融資でしょうから。

○牧野団体支援総室長 まず、利子補給期間は3年でございます。融資期間は、基本的に3年でございます。

この資金の趣旨は、要するに、例えば災害等で何かなくなったということではなくて、既に飼っておられる家畜が出荷ができないとか、そのときにえさ代が伸びる、それから売れないことによって収入が入らないというふうなところをカバーするという制度でございますので、いずれは売れるというふうなことでございます。

ですから、そういう意味で、先ほど申しましたように、農業信用基金協会の無担保・無保証をセットにして、そこは極力そういうふうな融資を融通していただくということで、JA系統の方とは御相談しているところでございます。

もちろん、個々一人一人になりますと、なかなか一般的には難しいかもしれません。基本的にはそのような考えで、要するに飼って

おられる家畜がいて、それが出荷時期のずれで、当面の収入を極力無担保の資金で補てんとすると。

○村上寅美委員 要するに、設備資金ではなくて運転資金だな……（牧野団体支援総室長「そうです」と発言する）いわば、在庫資金だからね。在庫として残るわけだから、今売れないから、そのための回転資金だから3年と。3年あれば回るというような制度でしょうから。

○牧野団体支援総室長 はい。今お話がありましたように、それともちろん不確定要素はありますけれども、基本的には、今上がっておるのが、出荷をして、そのときの収入でまた返していただくと、そういうふうなことのあれですので、出荷のサイクル等を勘案いたしまして、最長3年というふうなことでございます。

○児玉文雄委員 今団体支援総室長が言うのは、わかるのはわかるけれども、現実問題として、やっぱり畜産あたりも、日ごろそういう値段が市場によって変わるわけなんですよね。例えば、豚あたりも、貸し付け期間は3年あっても、恐らく一番おいしいところ出すだろうと思うわけですよ。だから、そこらあたりのときに金融機関が対応してくれるのか。

大体今まで、これは失礼なことだけれども、やっぱり畜産というのは、過去にも不良債権が発生して、農協あたりも余り喜んで貸す先じゃないというようなこともあっているものだから、くれぐれもそういうことがないように話し合っていないと、これは利息が軽減されるだけで、ただで、そのお金を返さないでいいというわけじゃないわけでしょう、これは。だから、そこに問題があるということをやっぱり十分考えながらやっていた

だきたいと思います。

○牧野団体支援総室長 その辺は御指摘のとおりのところもございます。ただ、畜産の経営の支援につきましては、今のお話では経営そのものにかかわるところでございまして、長期的・中長期的に見て畜産経営そのものということを考えることにつきましては、今回の資金ではなくて、ほかにまた長期の資金、借りかえの資金とか、そういうのがございますので、その辺が必要になる場合もあるかと思えます。

ですから、今回のやつは、とにかく口蹄疫の発生に伴って市場閉鎖となる影響を手当てするというところでございますが、経営を根本的に考えないかぬという場合には、また制度資金としては別の長期の資金で——もちろんいろいろ制約はございますが、そういうふうなことで御相談していきながらというふうにご考えております。

○児玉文雄委員 だから、口蹄疫に対しての融資に対して、今言っているわけですよ。これは長期的な経営安定とかなんとかとは別に、恐らくそういうことはあり得るということは——今まで実際あっているわけですから、だからそこをよく注意してみながら、そういう制度をつくったのが利用できるようにぴしっとやっってくださいというわけです。

○佐藤雅司委員長 実は、先ほど牧野室長が、個々の問題についてはという話もありました。まさに、畜産農家は、今JAに対して相談しづらい雰囲気を持っているところもあるんですよ。そのことを今おっしゃっているのだろうと思うんですね。

しかし、今回については、そうした話も、しっかり相談窓口、そしてこの制度の趣旨を周知徹底して、そしてやってほしいということでしょう。

○児玉文雄委員 はい、そうです。

○牧野団体支援総室長 今回、この制度がスタートいたしますので、引き続き、その辺は、JAも含めまして関係機関と相談しながら、制度の運用状況も見ながらしていきたいと思えます。

○佐藤雅司委員長 貸しはがし、貸し渋りみたいな話、それから相談しづらいような状況がつくられないように、その辺の周知徹底をぜひお願いしておきたいということがございます。

○渡辺利男委員 私も、融資の問題に関連してちょっとお尋ねしたいと思えますが、今回出されている経営維持資金とか緊急対策資金というのは、畜産農家の経営を支援するというものですが、畜産農家や、あるいは酪農をやっている方に関連して働いている方々とか出入りしている業者の方がたくさんおられるわけで、悪い意味でもやっぱり波及効果がたくさん出ることが予想されるんですよ。

例えば、酪農にしますと、牛の成牛1頭1頭を毎月1回は検査をして、ウイルスが入らぬかとか、栄養のバランスはいいかとか、検査に合格しないと出荷できない。それを行っているのが検定組合ということで、県酪連が上がっていますけれども、そこで働いておられる方々は、もし市場に出荷できなくなったら、もう全く仕事がなくなるわけですよ。物すごく今心配されて、そうなったら、1カ月、2カ月全く給料が入ってこぬような状況になったらどうなるのだろうか、自分の生活はどうなるのだろうかというふうな心配を物すごく今されている状況にあります。

ですから、畜産農家や酪農そのものに対する支援はもちろん大事ですが、そうい

った関連する人たちへの支援といえますか、そういうものは考えられているのかどうか。

それから、さっき、いずれは肉が売れるからそれまでの間の資金のつなぎだと言われましたけれども、いずれは売れるといっても、一番いいときに売らざるを得ない、そのままだと1カ月、2カ月、3カ月おくれたら、一番脂の乗っているときだったら値段が高いのに、ずっと値段が落ちていくおそれがある、その差はどこも補償してくれぬものだから、相当な損害になるなというふうな今心配されている部分もあるわけで、いろんなそういったニーズをきめ細かに調査されて聞かれているのかなという思いもありますので、そこをちょっとお尋ねしたいと思います。

○牧野団体支援総室長 まず、最初の関連のところの分野でございますが、現在のところは、例えば雇用されている方につきましては、今回の資金の中で、雇用労働費等につきましてもこの対象にするというようなことになってございます。

それから、先ほども言いましたように、畜産農家との取引の関係で影響が出てくるという方の中で、さらに中小商工業の方につきましては、金融円滑化特別資金、これは融資ですけれども、そういうふうなものがございまして、それで完璧にあらゆる関連の方が入るのかどうかというようなことになりまして、今のところちょっとそこまでの情報を持っていないというのが、実のところでございます。

それから、価格の低下——先ほど非常に大まかに資金のあれを申し上げましたので、確かに出荷時期というのは、非常に最適なところを選んで畜産農家は考えておられますので、それがずれることによりまして、単純に時期がずれるだけじゃなくて、価格の低下というのは当然あるわけでございます。

ただ、一応今のところ、この資金でそこをカバーするというふうなことはちょっと理論的にもできないところがございますので、その辺につきましては、全体的な制度というふうな中で、今回のトータルの損害補てんをどのようにするかというふうな中で考えていかざるを得ないのかなということで、必要に応じて国等の動きを見ながら対応していかざるを得ないと考えているところでございます。

○高野畜産課長 畜産課でございます。

今、牧野総室長から金融関係の話がございましたけれども、国の方も、例えば子牛の出荷が2カ月おくれるとか、肥育の出荷が2カ月おくれる、そういった中で損失あたりが出てくるわけでございます。そういった部分で、子牛の補給金制度を緩和して、2カ月間はとにかく登録が遅くても結構ですと。

それから、マル緊事業につきましても、今までは補助事業上は何カ月までに登録しなさいというのがあるんですけども、そういったものも、今回2カ月から4カ月まで期間を延ばしまして、できるだけそういう損失あたりが少なくなるような格好の制度は一応国の方で今つくってあるような状況でございます。そういった部分で、資金と一緒にしながら、そのあたりをうまく運用していくような格好で今考えているわけでございます。

それと、参考資料の7のところに載せておるのでございますけれども、例えばこの3のところに、移動制限はもとより、延期または中止された家畜市場に出荷を予定している農家に対して、滞留する牛豚の飼料代あたりの助成、こういったものも、ぜひ国の方で、3の(1)でございますけれども、こういったこともお願いしたいということで、国の方に今要望をしております。

それから、先ほど説明した部分は、21ページの4のところに書いておりますけれども、制限区域以外の部分でも、子牛の補給金並び

にマル緊事業については、こういった延長をお願いしたいというみたいな格好で要望しております。

○渡辺利男委員 畜産業あるいは酪農をされている関連の人たちは、さまざまな今不安を持っておられるようでありますので、ぜひ、こういった不安を持たれているのかとか、そういうのをきめ細かに把握していただきたいと思えます。

それから、もう一つ質問ですが、ちょっと原点に戻って申しわけないんですけども、この4月20日に第1例が都農町で発見されたわけですけども、この感染経路は何なんだということは、もうはっきり確定しているのでしょうか。

○高野畜産課長 先般、国の方の調査委員会が現地に入りまして、いろんな部分の調査がされているわけでございますけれども、まだ今のところ、多分空気感染というのはほとんどないんじゃないか、やっぱり人とか物の流通によって感染したんじゃないかというみたいな報告はあっていますけれども、もともとなぜ宮崎で発生したのか、そのあたりは、まだ今のところわかっておりません。

○渡辺利男委員 10年前も宮崎なんですけれども、今回も宮崎ということで、海外からの飼料とか、稲わらとか、そういうことも予測されるとするならば、こういう消毒ポイントをたくさんつくってしとつても、県内でも同じように海外からの飼料とか稲わらを使いよるところがあるならば、非常に危険性が高いわけですね。そういう意味での調査といたしますか、予測はされているのか。

○高野畜産課長 今回、農家の全戸の聞き取り調査をいたしまして、その中でも、この輸入稲わら関係、このあたりを使っているかど

うかというところは詳細に聞いております。

それで、原則的には、前回10年前に、中国からの稲わら、これが原因じゃないかということで、国の方も、中国との防疫の協定の中で、とにかく稲わらを輸出するときには80度以上まで加熱しなさいと。口蹄疫菌というのは、大体55度ぐらいにすれば死ぬんですよ。

そういった部分で、一応防疫上は80度以上にしたものと証明書がついたものが今日本に入ってきているような状態でございます。そういった部分で、それがどこまで信用できるかというのはちょっとあるんですけども、基本的にはそういう処置をしたものが今入ってきている。僕らとしても、できるだけもう輸入稲わらは使わずに国産稲わらに変えてくれ、そういった指導はやっているような状況でございます。

○渡辺利男委員 ですから、最初の都農町で発見されたところを使っている稲わらが、もし海外からのがあるとしたら、同じところからのを輸入しているところがもし県内であるとすれば、非常に気をつけてもらわないかぬと思います。

それから、1週間後、約8日でえびの市にうつってますね。都農から川南あたりは近いからわかるんですけども、何でえびのにぼっと8日間で行ったのかと。ここは、何かわかっているんですか、どういう経路で。

○高野畜産課長 僕らも、あくまでうわさの部分で、はっきりはまだ宮崎の方から聞いてはないんですけども、何か牛を移動したとかなんとかというみたいな話もちらっと聞いたことはあるんですけども、まだそれは定かじゃありません。宮崎の方は正式に発表していない……。

○渡辺利男委員 はい、わかりました。

○村上寅美委員 先生方もそうだけど、幸いにして今熊本にはまだ発生してないわけだな。だから、最大の予防をやっているという報告だろうと思うんだよね、部長ね。だから、気を引き締めて、あらゆる先生方の意見もそうだけど、稲わらもあるだろうし、牛の動態もあるだろうし、だから万全を尽くして、継続をして予防作業をやってもらいたいということじゃなかね。原因がわからぬわけだから、それを我々が追求したって、これはしょうがないから。

だから、当面は、熊本県は幸いにしてまだ発生してないから、発生しないように予防的処置に万全を期するということと、一つ、私が通じぬのが、人体に影響はないと言いますね。それは人間が食うてよかつじやなかつね、単純に言えばよ。売り物にならない、ならばどこかにサービスで提供したら、人体に影響がないというのなら。捨てるのに困っているわけでしょう、捨て場を。その辺が割り切れぬがね、畜産課長どうか。

○高野畜産課長 村上委員の方から話がありましたけれども、この口蹄疫というのは、特に偶蹄類の牛とか豚の中では最も世界的に恐れられた病気なんです。

それで、致死率は低いんですけども、非常に伝染力が高いということで、とにかく早く殺して淘汰しないとほかにうつるから、なかなかそういった食用とかなんとかというのは、もうできないような格好になっています。

○村上寅美委員 世界的に、世界じゅうそういうことはやってない……（高野畜産課長「はい」と発言する）おれが言っているのがむちゃな話ね。わからぬわけ、我々は。だから、道理が通る話でないかね。団体の太か何十万であるところの組合のあつたりいろいろだけど、ぜひひとつ部長、最初言った万全を

期してやってください。

それから、児玉先生からあった融資の関係も、これはもうわかった。3年間ということと無利子ということ、これはわかったけれども、やっぱり動体、生き物の場合なんか、これは成長させながら投資をしているわけで、えさを食わせて。だから、相当資金は寝るんです。少なくとも1年は寝ます。

きょう水産の話をするわけにいかぬから、しませんけれども。だから、ぜひその辺は、もう自分の限度額を借りとるからだめだよというようなことではなくて——ほかの制度があっても貸さぬのですよ、言われるように。もうあなたはだめですよ、あなたはいいですよと、これがあるわけ、格差が。

だから、その辺でJAあたりも通じて、本当に困っている人たちはやっぱり救済してやらないと、第1次産業、生産というのは非常に厳しいです。それに、輸入での防疫対策あたりでも、何もなくても非常にダメージが多いわけですから、その辺を——もう結構です。室長、要望です。

以上です。

○吉田忠道委員 幸いに、今村上先生が言われましたように、本県には感染していないわけですが、宮崎県での感染が拡大してまだとまらないわけですね。それで、その発生したところの農家については殺処分をやっていると思うんだけど、その近辺で、まだ今でも生まれているところとかあるわけでしょう。

そうしますと、これがなかなか終息しないとした場合の最悪の状態——本県には感染しなかったとしても、今発生しとる都農町や川南あたりの農家が感染して行って、最悪の場合、あと何頭殺処分したら終わるようになるんですかね。期間も、ちょっとあわせて…

○高野畜産課長 今回の吉田委員の御質問でございますけれども、これは豚につきまして見ると、大体川南町に——これは川南町だけなんですけれども、約14万頭が飼われております。それで、今のところもう7万頭を超えたということで、約半分の豚については殺処分しなければいけないような状況なんですよ。

それで、計算的には半分ぐらいですから、これがどういう格好で感染していくか、なかなか難しいところもあるんですけれども、宮崎で一番大きな畜産の産地の部分の豚が、今半分はそういう状態にあるという状況でございます。

それと、もう一つが、宮崎の方は、これは新聞あたりでも御存じだと思うんですけれども、殺処分しても埋める場所がないということで、今こういった格好で76例まで行っているんですけれども、完全な処理が終わっているのは、まだ20例近くしか終わってないみたいなんです。それで、あとの部分が、まだ埋められる状態じゃない。殺処分して、そのまま畜舎の中におる。そういった部分で、かなりそちらがおくれているというみたいな情報は聞きしております。

○佐藤雅司委員長 それでは、私の方からちょっと質問させていただきます。

防疫体制の話なのですが、実は私も、きのう阿蘇の高森町の菅尾という消毒ポイントに行っていました。ちょうど宮崎県と熊本県と境目で、両方とも一緒にやっていると、上下線を抑えているという場面でしたけれども、本当に御苦労だなと。

阿蘇地域も、県家畜保健所、それからJA、それから各7市町村が交代交代で連携をとりながらやっておられるということ、本当に頭が下がる思いでございますが、これで何とか食いとめなきやいかぬということですが、この消毒ポイントの中で、阿蘇の例えば山都町であるとか、それから宮崎県境の218

号、325号、こういうところは押さえてありますが、どうも熊本に入ってくる人吉の方に2～3カ所、道路沿いで抜けているところがありはしないかなというところなんです、そこら辺はいかがでございましょうか。

○高野畜産課長 この消毒ポイントの状況といますのは、そこを通った部分を消毒するというのがあるんですけども、今すべてのえさ会社とかそういったところに、ここに消毒ポイントがあるから、畜産農家とかそういったところに入出入りする車については、必ずそちらを回ってから畜産農家に入ってくれというみたいな格好でお願いしているんですよ。

そういった部分で、すべての道に消毒ポイントをつくるというと、また膨大な個数になりますので、できたら、ある程度効率的に大きいところにそういったものをつくっておりますので、そちらに少し遠回りしてでも寄ってから行ってもらいたいというみたいな格好で今指導しているような状況です。

○佐藤雅司委員長 性善説で考えれば、そういうことになるというふうに思っておりますけれども、そうじゃない、例えば抜け道があるからこっちを通っていこうと、あるいは煩わしさといいますか、そういったものも、ひょっとしたら何かを考えてらっしゃるところがあるかもしれない。

そういったところも、やっぱりチェックをしていくということで、あらゆるでき得る限りの防疫態勢はとってやるべきだと私は思うんですけども、どうも人吉の方で道路で抜けている部分があるというやに聞いておりますが、そここのところをぜひもう一度確認をして、今からでも遅くないというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、もう1点、実は先日、2～3日前に赤松農水大臣が来られたと、宮崎の方に

入られたということですが、その中で、宮崎の優秀な種雄牛、種牛、これを助けるために安全な場所に移したいと、こういう話があって、それも前向きに検討しますみたいなことを、色よい返事を農水大臣はやっているんです。

これはもう法律的には絶対できない、超法規的な話をされておるわけですね。ですから、ちょっと私どもは首をかしげる話なのですが、例えば熊本にそういったものが、これは優秀な種牛だから熊本でちょっと預かってくれませんか、大変なことだろうと思うんですね。もしそれで万が一のことがあれば、それはもう知事を初め大変なことになるというふうに思っておりますが、その点いかがですか、高野課長。

○高野畜産課長 これは宮崎の新聞等でこちらもあるしているんですけども、具体的に宮崎からこちらの部分の——特に宮崎の場合はほとんどが畜産地帯ですので、山脈地帯というのは、やっぱりどうしても家畜が非常に少ないみたいな格好で、一回相談はございました。

ですけれども、うちとしては、あくまでもこちらの部分にそういった搬出制限とかそういったものがかかってもらっちゃ困るということで、宮崎県内の管内で、ある程度できる部分で検討してくださいというみたいなことは言っているような状況なんです。

それで、先ほど委員長が言われたように、超法規的な部分で搬出制限から出すというみたいな部分ですけれども、そのあたりは多分農水省と宮崎の中でかなり検討がされているやに伺っております。そのあたりがどういう格好になっているかは、僕らも詳しいことはちょっと承知しておりません。

○佐藤雅司委員長 若干の相談があったそうでございますが、もし本格的な相談があった

ときには、どうされますか。

○高野畜産課長 それで、うちとしては、とにかく熊本県にそういった移動制限とか搬出制限、そういったものが触れるような部分だったら、そういったことはしてくれるなどという格好で話すような格好になるかと思いません。

○佐藤雅司委員長 その辺、間違いありませんか。ちょっと確認をしておきたいと思いませんけれども……

（「これは部長答弁たい」と呼ぶ者あり）

○廣田農林水産部長 非常にぎりぎりのところで熊本にかかるかもしれぬということでの案をいただいて、畜産関係の団体あたりの御意見も聞いたんですけれども、基本的にやっぱりそういった団体とか農家の気持ちに納得していただけるようなものじゃないと、県としては受け入れるのはやっぱり難しいというふうに考えております。

それと、もう1点、先ほどの消毒の件なんですけれども、この消毒は、もともとウイルスが侵入するのを防ぐというのはなかなか難しいものですから、要するに家畜にウイルスが接触するようなことがないようにすることで、一番の基本は、農場・畜舎においても、きちっとウイルスが入らぬような消毒の徹底といったものが重要だと思います。

それで、消毒ポイントは、そういう農家に行かれるときに、農家の方がその消毒の証明書を持ってないと敷地にはもう入れませんよというようなことで、消毒をいわゆる飼料会社とか薬品会社とかプロパンとか出入りされる場所をやっていくというものですから、すべての車両を全部消毒するというのは、これはちょっとなかなか法律的にも非常に難しいということで、どうしてもやっぱり自主的に協力をお願いするというような形になるかと思しますので、例えば抜け道を全部ふさぐ

という検問とかなんとかとはやっぱりどうしても少し違ってくるといふふうに思いますので、その点の御理解もよろしくお願いいたします。

○佐藤雅司委員長 その辺ですが、後で、もし不幸にもそういう状況が入るようなことがあったときに、しまった、あそこも押さえとくべきだったみたいな、後悔先に立たずでございますから、その辺は、地元それから関係者としてしっかり相談して……（廣田農林水産部長「はい」と発言する）チェックをしていただきたいということを要望しておきます。

○廣田農林水産部長 それで、特に地元の方で自主的に心配だからやろうというあれについては、消毒薬とか資材とかを県費の方で応援するというようなことで考えておりましたので、その点は振興局の方にも伝えておりますので、ぜひ、自主ポイントがそういった主な畜産地帯にふえていって、万全を期していただく、そういった方向に持っていければというふうに考えております。

○佐藤雅司委員長 部長、そう消極的に考えずに、こちらの方から、県の方から、あの辺も全部移動しようやという……（廣田農林水産部長「はい、なるべく」と発言する）すべて完璧に、やっぱりネズミ1匹通さないんだという決意を持ってやってもらいたいと、そういうふうに県民は思っていると思しますので、我々もそうです。

ほかにございませんでしょうか。

○吉田忠道委員 やっぱり今委員長が言われたように、意識——レベル3となっておるのに、レベル3の意識がやっぱりちょっと薄いですよ、はっきり言って。みんながレベル3と認識しとかな、知事だけじゃだめですよ。

○村上寅美委員 万全を期するわけだね。

○佐藤雅司委員長 ほかに質疑はありませんか。

なければ、質疑を終了いたします。

それから、委員の先生方にお諮りをさせていただきたいと思います。

政府あるいは関係機関に要望書を提出したいというふうには思っています、それは議会としてでございますけれども。そうしたときには、案文を整理させていただいて、また皆さん方に見ていただきたいと、その上で決定をさせていただきたいというふうに思っておりますが、いかがでございますでしょうか。

（「異議なし」「委員長一任」と呼ぶ者あり）

○佐藤雅司委員長 それでは、そのように取り計らいをさせていただきます。

それでは、なければ質疑を終了させていただきます。次にその他に入ります。何かありませんか。

○中村博生委員 その他を待っております。昨年まで、JA関係、リース事業とか3分の1補助とかというあれがあったのですが、何かことしは大幅なカット、もしくはゼロのところもあるというふうな話を聞いております。大変厳しいという話は聞いておりましたけれども、私は、ゼロというのは現実的であっていいものかなというふうに思っておりますけれども、その辺のところは何かわかれば——だれがいいですか。

○村山農地・農業振興課長 農地・農業振興課でございます。

先生が言われたのは、経営体育成交付金ということで、これまであった補助金を組みかえて、新しく経営体育成交付金というふうなものにしたものでございまして、実は、これが、例えばその事業をする場合にポイント制

というのがありまして、その事業をやると例えば担い手が何人ふえるとか、あるいは農地集積がどれだけふえるということで、ポイント制ですとやるとというのが従来からあったやつでございます。

それが、今回の経営体育成交付金になりました。それはポイントを事業費で割るというふうなやり方になりました。そうしますと、例えば、実は玉名と八代地域だったのですが、これは各市町村単位で出してこられたものですから、それでポイントは全体として高いんですけども、全体の事業費が高いものですから、割り戻すとポイントが低くなってしまふというふうなことで、そういうふうなやり方で、実際そういうふうなことになるというのも事前にわかったものですから、先生言われたように事業費がかなり削られますので、そういうことのないように、市町村の方で地区数を少し——全体1つじゃなくて、優先順位をつけてもらって地区を小分けにして出してくださいというのをかなりやったんですけども、なかなか各市でそれができないということで、結果的にそんな形になりました。

国に対しては、私どもも、そういう玉名とか特に八代というのは産地なものですから、計算の仕方とかもそういうことのないようにぜひ見直してほしいという要望はやっていきたいということで考えているところでございます。

○中村博生委員 今のは、経営体育成交付金事業だけの部分のあれですか。

○村山農地・農業振興課長 経営体育成交付金の中に何種類か、4種類の補助金がありまして、その全部がそのやり方でやって、市町村型で来た分を、経営体育成交付金1本の事業でバックで申請が上がってきたというふうなところでございます。

○中村博生委員 八代でいえば、余りにも多く取り上げ過ぎとったけん厳しかったとかなんか言う人は、今度の口蹄疫じゃなかばってん、そっちの方に金の要るけん、どうとかこうとか言わす人もおんなはるとですよ。

大変これは皆さんにとってはありがたい補助金だったものですから、ゼロというのはちょっとなというあれでおられたものですから、話を聞いて、何かきのうか、おととい、会議かなんかあったんでしょ、八代振興局で。違うとですか。

○村山農地・農業振興課長 振興局分は、ちょっと把握しておりませんが……。

○中村博生委員 違うの。本庁からはだれも行かぬの。市と県で何かあったんじゃないんですか。

○佐藤雅司委員長 どなたか行かれた方はいらっしゃるでしょうか、出席された方。

○中村博生委員 私が聞いたばかりばってん……。

○村山農地・農業振興課長 県の方からは行っておりません。

○中村博生委員 振興局でその会議があっただけ……。

○村山農地・農業振興課長 はい、そういうことだと思います。

○中村博生委員 市とJA関係と……（「はい」と発言する者あり）そういうこと……。県は何もタッチしてないの。

○村山農地・農業振興課長 振興局を通じて

この事業はやっていますので、振興局からの説明はあったんじゃないかと思っております。

○中村博生委員 そういう意味な。

その辺は、何で本庁的にはタッチしないの。全部それは振興局に移譲しとるといえばそれまでですけども、やっぱり予算面に関しては把握しとんなはるとでしようけれども、ちょっとはですね……。そういうあれはないんですか。

○佐藤雅司委員長 把握しているかどうか、会議の内容の報告は上がってないんですか。

○村山農地・農業振興課長 きのうの会議の内容は、まだ聞いておりません。

○中村博生委員 きのうあったんですよ、たしか。

○村山農地・農業振興課長 実は、この交付金の国の内示があったのが4月の末だったものですから、それでここに至るまでは、実は前年度にこれを国に計画書を上げるときに、かなり各市町村とは詰めをやって、そこは綿密にやったところです。

こういうふうな事態、事業のどこの線で切られるかによっては非常に危ない状況というのは、最初からわかっただけなんですけれども、そこは市町村と大丈夫ですかという話はかなり綿密にやって、それでこのようなことになったということで、そこはこういう内報が4月にあったときも、こういうふうになりましたけれども大丈夫ですかという話はして、市としても、そういうことであれば仕方がないというふうなことで、私どももそれを公表したということでございます。

○佐藤雅司委員長 中身がない議論のごたる

ですね、いつまでたつたって。

○中村博生委員 戸別補償の申し込みは日本一多かったて新聞に載ったつたですけれども、それも大事な部分かなと思いますが、やっぱりこういった細々とした3分の1補助とか、利水事業にしてもですたい、国がだめなら県で肩がわりできぬとですか——肩がわりというか。

○佐藤雅司委員長 同じような答えならあれしますが、議事をとめてからでも聞かぬですか。なら、ずっとやってよかですよ。

○中村博生委員 よかです、後で。

○佐藤雅司委員長 よかですか。（「個別にやってください」と発言する者あり）そうでなければ、後で中村委員の方にしっかりとその辺の説明をして、地元からきのうの会議の結果を聞いて、しっかりやっていただきたいとします。そこら辺の連携をちゃんとしてください。よろしく願いいたします。

ほかにございませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○佐藤雅司委員長 その他に入っておりますが、今前川委員が御出席いただきましたけれども、何か……（前川収委員「ございません」と発言する）よございますか。

それでは、なければ、以上で本日の議題は終了しますが、よろしゅうございますでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○佐藤雅司委員長 最後に、陳情・要望等が2件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これもちまして、第3回農林水産常任委員会を閉会いたします。

なお、委員の皆様方には連絡事項がありますので、このまましばらくお残りください。

午後2時29分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

農林水産常任委員会委員長